

平成24年 第2回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成24年11月1日

筑西広域市町村圏事務組合

平成24年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (11月1日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
新議員の紹介	4
執行部の紹介	4
開 会	4
開 議	4
仮議席の指定	4
諸般の報告	5
管理者提出議案の報告	5
議会運営委員長の報告	5
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
選挙第1号 副議長の選挙	7
管理者の招集挨拶	8
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	10
議案第10号の上程、説明、質疑、採決	11
議案第11号から議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第15号の上程、説明、質疑、採決	25
認定第1号の上程、説明、質疑、採決	27
閉会中の継続審査の申し出について	39
閉 会	39

平成24年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成24年11月1日（木）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第 1 号 副議長の選挙
- 日程第 4 議案第 9 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 10 号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第 11 号 筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 13 号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について
- 議案第 14 号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
(4案一括上程)
- 日程第 7 議案第 15 号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 認定第 1 号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	萩原剛志君	2番	仁平実君
3番	田中隆徳君	4番	稲川新二君
5番	小島信一君	6番	真次洋行君
7番	稲葉里子君	8番	立川博敏君
9番	市村香君	10番	飯島重男君
11番	皆川光吉君	12番	加茂幸恵君
13番	藤川寧子君	14番	堀江健一君
15番	榎戸甲子夫君	16番	秋山恵一君
17番	箱守茂樹君	18番	大木作次君
19番	池田二男君	20番	金子健二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	前場文夫君
副管理者	中田裕君	常任幹事	岩田明久君
常任幹事	鈴木敏雄君	常任幹事	臼井典章君
会計管理者	佐藤千明君	事務局長	古谷好男君
事務局次長兼 総務課長	赤野間敏雄君	事務局次長兼 企画財政課長	近藤邦男君
次長兼筑西 遊湯館長	横田有司君	県西総合公園 管理事務所長 兼筑西地域 職業訓練 センター所長	福田洋君
環境センター 副所長兼 施設係長	山中輝夫君	きぬ聖苑場長	齋藤唯久君
消防本部長 消防係長	大和田邦一君	消防本部長 消防次長兼 総務課長	柴勝昭君
筑西市 秘書課長	中澤忠義君		

職務のため出席した者

事務局総務課 課長補佐兼 総務グループ 係長	須藤正明君	事務局総務課 総務グループ 係長	田口彩子君
---------------------------------	-------	------------------------	-------

事務局総務課
総務グループ長 豊口勝昭君

◎新議員の紹介

○議長（堀江健一君） おはようございます。開会に先立ちまして、今般の桜川市議会選出議員の任期満了に伴い、新たに組合議員となられました方々をご紹介します。

ご紹介にあたりましては、その場でご起立願えれば幸いです。

桜川市、萩原剛志君、同じく仁平 実君、同じく市村 香君、同じく飯島重男君、同じく皆川光吉君。

◎執行部の紹介

○議長（堀江健一君） 次に、執行部の紹介をいたさせます。

須藤事務局総務課長補佐兼係長。

○事務局総務課長補佐兼総務グループ係長（須藤正明君） ご紹介いたします。

管理者、吉澤範夫筑西市長、副管理者、前場文夫結城市長、同じく副管理者、中田 裕桜川市長、結城市常任幹事、岩田明久君、筑西市常任幹事、鈴木敏雄君、桜川市常任幹事、臼井典章君、会計管理者、佐藤千明君、事務局長、古谷好男君、事務局次長兼総務課長、赤野間敏雄君、事務局次長兼企画財政課長、近藤邦男君、次長兼筑西遊湯館長、横田有司君、県西総合公園管理事務所長兼筑西地域職業訓練センター所長、福田 洋君、環境センター副所長兼施設係長、山中輝夫君、きぬ聖苑場長、齋藤唯久君、消防本部消防長、大和田邦一君、消防本部消防次長兼総務課長、柴 勝昭君、筑西市秘書課長、中澤忠義君。

以上で紹介を終わります。

◎開会の宣告

○議長（堀江健一君） これより平成24年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（堀江健一君） ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○議長（堀江健一君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたしま

す。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○議長（堀江健一君） 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（堀江健一君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたします。
須藤事務局総務課長補佐兼係長。

○事務局総務課長補佐兼総務グループ係長（須藤正明君） ご報告いたします。

筑広組発第131号

平成24年11月1日

組合議会議長 堀江健一 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成24年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成24年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

（平成24年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

議案第 9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第10号 財産の取得について

議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定
について

議案第12号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第13号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について

議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第15号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

認定第 1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について

以上でございます。

○議長（堀江健一君） これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（堀江健一君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る10月29日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、秋山恵一君。

〔議会運営委員長 秋山恵一君登壇〕

○議会運営委員長（秋山恵一君） おはようございます。

報告に先立ちまして、今般、桜川市議会議員の任期満了に伴いまして、新たに桜川市から仁平 実議員、市村 香議員が議会運営委員に認定されております。また、空席となっておりました議会運営委員会の副委員長には桜川市の市村 香議員が選任されましたので、ここにご報告申し上げます。

それでは、平成24年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る10月29日、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

初めに、議事日程における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、選挙第1号 副議長の選挙であります。

日程第4は、議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第5は、議案第10号 財産の取得についてであります。

日程第6は、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてから議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまでの4案を一括上程するものであります。

日程第7は、議案第15号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）であります。

日程第8は、認定第1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてであります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上のとおりでありますので、議事進行につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（堀江健一君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（堀江健一君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定についてであります。

今回、組合議員になられた方々の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項の規定により、議長より指定いたします。

氏名とその議席を朗読いたさせます。

須藤事務局総務課長補佐兼係長。

○事務局総務課長補佐兼総務グループ係長（須藤正明君） 議席を朗読いたします。

1 番議席に萩原剛志議員、2 番議席に仁平 実議員、9 番議席に市村 香議員、10 番議席に飯島重男議員、11 番議席に皆川光吉議員。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堀江健一君） 次に、会議録署名者を組合議会会議規則第73条の規定により、7 番、稲葉里子君、12 番、加茂幸恵君の両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（堀江健一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第1号 副議長の選挙

○議長（堀江健一君） 次に、日程第3、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に池田二男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました池田二男君を副議長の当選人と定めることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました池田二男君が当選されました。

ただいま副議長に当選されました池田二男君が議場におられますので、本席から組合会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（堀江健一君） 池田二男君、副議長のご挨拶をお願いいたします。

〔新副議長 池田二男君登壇〕

○新副議長（池田二男君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員の皆様のご推挙を賜りまして、副議長の拝命をいただきました結城市の池田でございます。議長の許可を得まして、一言就任の挨拶を申し上げます。

筑西広域市町村圏事務組合議会の副議長とは、誠に光栄であります。ただただ責任の重さを強く感じているところでありますが、微力ではあります。堀江議長の補佐役として、円滑な議会運営と広域事務組合のさらなる活性化に努める所存でありますので、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

簡単でございますが、新任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎管理者の招集挨拶

○議長（堀江健一君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） おはようございます。本年第2回の筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、お忙しい中今定例会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、このたびの副議長選挙におきまして、めでたく就任されました池田副議長さんに心からお祝いを申し上げます。また、桜川市議会から選出の組合議員任期満了に伴い、新たに選出された方々を迎えての議会となりますので、組合事務事業の円滑な運営のため、ご指導、ご協力を賜りますようによろしくごお願い申し上げます。

続きまして、組合の事務事業について若干のご報告を申し上げます。まず、筑西遊湯館の平成24年度上半期の利用状況につきましては、利用者総数が11万7,516名で、前年度同期に比べて1%の減となっております。昨年度は、東日本大震災及び原発事故により屋外施設の利用が自粛されたこともあり、安心して利用できる施設として筑西遊湯館の利用が大幅に伸びましたが、本年度は、大震災関連の心配が和らいだせいか、筑西遊湯館の利用は減少傾向となっております。引き続き、利用者確保のため、PR活動の強化や各種イベント等を展開し、施設の利便性や魅力の向上に努めるとともに、間もなく

開館10年を迎えることから、施設設備の老朽化に対処すべく、リニューアル等についても取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、県西総合公園でございますが、9月末現在の来園者数が14万6,856人となっており、東日本大震災の影響があった前年度と比較して2万700人、16.4%増加しております。今年度の事業につきましても、毎年好評をいただいている春季テニス講座を開催したほか、現在は秋季テニス講座やターゲットバードゴルフ無料講座を開催し、多くの皆様のご利用をいただいているところでございます。園内の植栽管理及び老朽箇所の修繕等につきましても、順調に進んでおります。10月下旬からは、茨城県発注による子供広場やアスレチック広場の遊具、園路及びコミュニティークラブハウスの改修、さらには太陽光パネルつき照明灯設置などの各種工事に着手しております。

次に、環境センターでございますが、敷地内に埋め立てられた廃棄物の撤去について、今年度約3,500立方メートル分を掘削撤去し、平成19年度から通算して全体の約43%が完了しております。また、最終処分場に排出する焼却灰と呼ばれる飛灰及び熔融スラグと呼ばれる主灰については、搬出先自治体からの依頼に基づき、毎月放射性物質濃度を測定しております。9月18日の測定では、飛灰が1キログラム当たり990ベクレルと、昨年6月の測定開始以来最も低い値となりました。主灰についても1キログラム当たり42ベクレルと、ともに国の基準値である8,000ベクレルをはるかに下回っております。なお、昨年度は、電力使用制限依頼により8月から10月までは灰熔融炉の運転を停止した結果、節電効果のみならず、運転管理費の削減など好ましい効果が確認されたため、今年度においても、12月から2月までの3カ月間、灰熔融炉の運転を停止する予定でございます。

次に、消防関係でございますが、主要事業及び予算執行については、関係各位のご協力のもと順調に推移しております。東日本大震災により被災した桜川消防署大和分署につきましては、同一敷地内に仮設庁舎を建設して運用しているところでございますが、旧庁舎につきましては8月31日に解体工事が終了いたしました。車両等の更新につきましては、老朽化した結城消防署の水槽つき消防ポンプ自動車の契約及び筑西消防署協和分署の救急自動車の更新を図るべく売買仮契約を締結し、納入に向けて事業を進めているところでございます。また、消防業務の効率的運用を基本に、拡大する消防需要に対応するため、消防施設整備推進特別委員会を設置し、11月2日に第1回目の会議を開催する予定でございます。この委員会は、消防関係者及び構成3市の市民代表等により消防署所等の配置に係る総合的な事項についてご検討いただくもので、年度内の答申に向けて活発なご議論を期待しているところでございます。

次に、去る10月21日に第14回筑西広域イベント「やっぺえ」を県西総合公園で開催いたしました。当日は、好天に恵まれ、例年のイベントに加えて初めての試みとなる、地元の食材を使用した創作料理コンテスト、B―8グランプリを開催いたしました。この効果もあってか、約2万3,000人のおお客様にご来場いただき、大盛況のうちに終了することができました。今後とも、このイベントを通じて圏域住民の交流の場を提供し、よりよい圏域づくりに努めてまいります。

最後に、今定例会の提出案件の概要について申し上げます。

議案第9号は、監査委員の選任についてでございます。

次に、議案第10号は、筑西消防署協和分署に配備している高規格救急車を更新するものでございます。

次に、議案第11号は、指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第12号は、筑西地域職業訓練センターの管理を指定管理者に移行するにあたり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第13号は、関係法令の改正に伴い、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に関する審査とその手数料を設ける規定を追加するため、手数料条例を改正するものでございます。

次に、議案第14号は、関係法令の改正に伴い、電気自動車の急速充電設備について、その設置の基準を新たに定めるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第15号は、平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

次に、認定第1号は、平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計の決算について認定をお願いするものでございます。なお、主な事務事業等につきましては、平成23年度決算主要施策説明書を併せて提出いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上、提出案件等の概要を申し上げますが、詳細につきましては担当者がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第4、議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、飯島重男君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席を願います。

[10番 飯島重男君退場]

○議長（堀江健一君） それでは、説明を求めます。

吉澤管理者。

[管理者 吉澤範夫君登壇]

○管理者（吉澤範夫君） ご説明をいたします。

議案第9号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

欠員となっております当組合の監査委員につきましては、組合同約第15条第2項の規定により、当

組合の議員さんであります次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 桜川市本木1484番地2
氏 名 飯 島 重 男 議員さん
生年月日 昭和21年6月6日生

でございます。

なお、参考といたしまして、議案書の裏面に略歴が記載されておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江健一君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。飯島重男君を監査委員に選任することについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、飯島重男君が監査委員に選任されました。

飯島重男君の除斥を解きます。

〔10番 飯島重男君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

○議長（堀江健一君） 飯島重男君が議場におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

飯島重男君。

〔10番 飯島重男君登壇〕

○10番（飯島重男君） おはようございます。桜川市の飯島でございます。

ただいまは、筑西広域市町村圏事務組合の監査委員に同意をいただきまして、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

私、筑西広域議会は初めてでございます。戸惑うこともあろうかと思いますが、この大役を仰せつかりました以上、稲葉代表監査委員とともに自分の職責をしっかりと果たしていきたいと思ひます。どうぞご指導、ご鞭撻よろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第5、議案第10号 財産の取得についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号 財産の取得について

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- | | | |
|------------|---|----|
| 1 購入物品及び数量 | 高規格救急自動車 | 1台 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 契約金額 | 金33,000,000円 | |
| 4 契約の相手方 | 茨城県水戸市泉町二丁目3番24号
茨城トヨタ自動車株式会社
代表取締役 幡谷 史朗 | |

平成24年11月1日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 吉澤 範夫

でございます。

本高規格救急車は、筑西消防署協和分署に配置されている高規格救急自動車の更新をお願いするものでございます。更新の背景といたしましては、更新対象となる高規格救急自動車は、平成10年度に配備され、13年が経過し、走行距離26万5,000キロメートル、この間、1万1,500件を超える救急出場となっております状況でございます。車両及び救急資材が経年とともに老朽化が進みまして、修理等も多く、また部品の交換についても厳しい状況でもございます。このようなことから、本年度での更新をお願いしたものでございます。

それでは、仕様書に基づき、高規格救急車について概要をご説明いたします。2ページをお開き願いたいと存じます。車両に使用するシャーシ及び型式につきましては、消防庁認定型式でございます。4輪駆動方式でガソリンエンジンであり、排気量2,600cc以上、なお、メーカー指定等はございません。

次に、艤装関係でございますが、この高規格救急自動車専用シャーシに呼吸循環管理用、さらには搬送用、救出用、消毒用資器材等を積載し、救急隊員が適切な処置を行える十分なスペースと傷病者に対して苦痛を与えがたいサスペンションを有し、機動性に富んだ救急自動車でございます。

参考図を添付いたしましたので、お目通しを願いたいと存じます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。
質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第10号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号から議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第6、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてから議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第11号及び議案第12号について、古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

平成24年11月1日提出

管理者、吉澤範夫でございます。

上程理由といたしまして、地方自治体が設置した公の施設の管理運営については、従来の地方自治法第244条の2第3項の規定により、組合の出資団体あるいは外郭団体の社会福祉法人等の公共的団体等に限定して管理を委託できましたが、地方自治法の一部改正、平成15年9月2日施行により、従来の管理委託制度が改正され、民間事業者等も管理を代行することが可能となりました。この制度は、指定管理者に利用の許可等を含めた包括的な管理運営を任せられることができるようになったもので、民間事業者等が有する専門的知識や経営資源を活用し、施設を効果的、効率的に管理運営をすることで住民のサービスの向上及び経費の削減等を図るものでございます。

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と規定されております。例えば体育館や運動場などの体育施設、公民館や図書館などの文化施設、福祉センターや保

育所などの福祉施設が公の施設に当たります。ただし、公の施設であっても、個別法令の規定により管理主体が限定される学校、道路などは対象外となります。なお、住民の利用に供することが目的でない施設、庁舎、給食センターなどは公共施設であっても公の施設ではありません。

施設の管理運営を民間事業者等に任せることで、サービス内容の充実や経費の削減などが期待できるものであり、構成3市においても、結城市が平成16年4月1日から結城市情報センターを結城市文化・スポーツ振興事業団に、そのほか2施設を、筑西市が平成18年4月1日から下館駅南及び北の自転車等駐車を社団法人筑西市シルバー人材センターに、そのほか10施設、桜川市が平成18年9月1日から桜川市真壁特産直売所を真壁町直売組合に、そのほか7施設などが導入されております。また、地域主権改革の進展により基礎自治体への権限の移譲などが進められ、役割も多様化する中、民間のすぐれた能力を幅広く活用できるこの制度の導入は、行政と民間との協働の観点から、また施設の効率的運営にも指定管理者制度の導入が有効であるため、この条例を制定するものでございます。

裏面をお開き願いたいと思います。制定内容になります。指定管理者制度におきましては、指定の対象を法人その他の団体と規定しております。民間事業者も対象とすることから、指定にあたりましては、本来原則として公募によることといたしました。その公募の方法を第2条で規定するものであります。

次に、第3条と第4条で、公募による申請と指定管理者の候補者としての選定の方法等を規定するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。第5条は、指定管理者を指定するにあたり、公募によることが適さない施設やケースが想定されるため、公募によらない指定管理者の申請、選定の手続について規定いたしまして、同条第1項第1号から第5号まで公募によらないことができる事由を列記しているものでございます。

なお、指定管理者の指定は、公募または公募外の申請、選定、指定といった順序で手続を進めてまいります。指定にあたりましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ることと定められておりますので、その確認規定を第6条で規定するものでございます。

第7条では、指定管理者に公の施設の管理を行わせる期間を5年の範囲内とすること、そして再任を妨げないという規定であります。

なお、従来の管理委託は、官と民によります私法上の委託契約ということで成り立っておりましたが、指定管理者制度におきましては、行政の選定、管理という行政処分に当たるということで、従来の官と民の委託契約にかわりまして、協定を締結いたします。その締結内容を第8条で規定しています。

次に、公の施設の管理について、指定を受けた指定管理者に対しては、毎年度終了後30日以内に事業報告書の作成とその報告を第9条で義務づけしているところでございます。

次に、4ページをお開き下さい。第10条と11条で、指定管理者に移行するにあたりまして、民間事

業者にも公の施設の管理業務を行わせることを想定いたしまして、行政財産としての公の施設の管理の適正化を担保するため、指定管理者に対する事業報告の聴取あるいは指定の取り消し等の権限を管理者に与えているものでございます。

また、第12条と第13条では、危険負担の措置といたしまして、指定管理者に原状回復義務と損害賠償義務を課しているところであります。

第14条でございますが、指定管理者の指定の手續等について規定する条例と管理の基準を規定いたします公の施設の設置、管理に関する条例のそれぞれの役割を規定しております。

次に、附則でございますが、指定管理者への実際の移行は平成25年度からを予定しております。この手續条例にあたりましては、指定管理者の申請、選定、そして指定等の手續に相当の時間を必要とするので、附則におきまして施行期日を公布の日からとするものであります。

以上が議案第11号の説明でございます。

続きまして、議案第12号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成24年11月1日提出

管理者、吉澤範夫でございます。

上程理由といたしまして、指定管理者制度に移行するため、筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を改正するものでございます。訓練センターの管理を、法人その他の団体であって、管理者が指定する者に行わせる規定、指定管理者に利用料金を収受させる規定、指定管理者が行う業務の規定、指定管理者の期間を新設するものであります。

改正内容は、6ページ、7ページの新旧対照表でご説明いたします。まず、指定管理者制度の移行に伴い、本則中の「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第1条中「法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条第2項、管理の新設。センターの管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものと規定を新設するものであります。

第4条、利用時間の新設。センターの利用時間について規定するもので、利用時間は午前9時から午後9時までといたします。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て利用時間を変更することができる規定を新設するものであります。この第4条については、従来は規則で定めていた内容を条例の条文に加えたものでございます。

次に、第5条、休館日の新設。センターの休館日を規定するもので、次のとおりといたします。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得てこれを変更することができる

ものといたします。第1号、日曜日及び土曜日、第2号、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、第3号、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、以上に規定を新設するものであります。第5条についても、従来は規則で定めていた内容を条例の条文に加えたものであります。

第8条、利用料金の新設。利用料金につきましては、新設いたしました第3項で指定管理者に収受させることとしたものであります。

第14条、指定管理者が行う業務の新設。指定管理者が行う業務を規定するもので、第1号、職業訓練に関する業務、第2号、センターの利用の許可に関する業務、第3号、センターの利用料金の徴収及び減免に関する業務、第4号、センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務、第5号、前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち管理者のみの権限に属する事務を除く業務、これらの規定を新設するものでございます。

第15条、指定期間の新設。指定管理者がセンターの管理を行う指定の期間を5年と定めるとともに、指定の期間を短縮することができる規定を新たに加えたものであります。

附則に経過措置を設置。この条例は、平成25年4月1日から施行する附則をつけ、これまでの制度から新しい制度に移行できるよう、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、新条例の相当規定によりなされたものとみなす経過規定を設けるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（堀江健一君） 続いて、議案第13号及び議案第14号について、大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について
標記について次のとおり提出する。

平成24年11月1日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

でございます。

改正理由につきましては、近年、浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所、このタンク貯蔵所といいますのは、液体の危険物を貯蔵する容量1,000キロリットル以上の屋外タンクでございます。この貯蔵所において、爆発や火災、浮き蓋が破損したり沈没する事故が続いており、また平成15年の十勝沖地震、これやさきの東日本大震災においても浮き蓋が破損または沈没した事例が多く見られたわけでございます。近年、このような事故等の状況や今後も大規模な災害が予想されていることに鑑みまして、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準を設けること等を内容とする危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布されたわけでございます。これらによりまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める

省令の一部が改正されました。これらの関係法令の改正に伴いまして、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に関する審査とその手数料を設ける規定を追加するため、条例を改正するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。改正概要といたしましては、別表の改正でございます。消防法の改正に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査業務に浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の規定を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年12月1日から施行するものでございます。以上でございます。

引き続きまして、議案第14号についてご説明いたします。議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成24年11月1日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範夫

でございます。

改正理由につきましては、近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められております電気自動車の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めるため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されました。また、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を危険物として定めるため、危険物の規制に関する政令が改正されたわけでございます。これらの関係法令の改正に基づき、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、2ページをお開き願いたいと思います。まず1つ目に、第11条の2に急速充電設備に関する規定を新設したものでございます。対象火気設備等の種類に急速充電設備を追加し、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めるものでございます。

2つ目といたしまして、3ページの中ほどに記載のとおり、附則に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物に関する規定を追加するものでございます。危険物の規制に関する政令の一部改正において、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されることにより、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなる者に一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造並びに設備の技術上の基準についての措置の経過を講ずるものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。施行期日でございますが、平成24年12月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の際に現に設置され、または設置の工事がされて

いる急速充電設備のうち、改正後の筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、この規定は適用しないというものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（堀江健一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第11号から議案第14号まで、以上で説明を終わります。

質疑を願います。

12番、加茂幸恵君。

この際、申し上げます。質疑については3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

[12番 加茂幸恵君登壇]

○12番（加茂幸恵君） 12番、加茂幸恵です。私は、議案第11号、12号に関して質疑をさせていただきます。

まず最初ですが、11号の2ページで、第2条で指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは公募とするということが書いてあり、3条に申請の内容、4条で選定があり、最も適当と認めるものを候補者とするとうたっています。しかし、その次の3ページ、5条は、優先的に、公募によらない指定管理者の選定というのが出てきます。それで、この文言を読んで、1つは、5条は2条に優先するものでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

それから、2つ目で、5条1項1号の「当該公の施設の管理運営上の性格、規模及び機能により、公募することが適さないと認められるとき。」として公募によらない指定管理者の選定が出されておりますが、これはどういうことを意味するのかについてお尋ねします。

それから、2ページにまた戻りますが、「公募は、公の施設ごとに行う。」ということで、2条2項に触れてありますが、この条文を読んでいきますと、「管理者が複数の公の施設の管理を同一の指定管理者に行わせることが適当であると認めるときは、当該複数の公の施設を併せて指定管理者の公募を行うことができる。」となっておりますが、それでは、今回職業訓練センターが出されていますけれども、ほかにも施設の指定管理者移行が、計画があるのかどうかについてお尋ねをします。

それから、議会が関係するのは、この全体を読みますと、指定管理者に、指定をするときだけになるのでしょうか。その点を11号についてお尋ねします。

それから、12号についてですが、これまで職業訓練センターは広域事務組合がやっていたものを指定管理者に代行させるという中身だと思いますが、14条で、指定管理者が行う業務について、2ページの14条です。その中で、14条の5号の中で「各号に掲げるもののほかセンターの管理に関する業務

のうち、管理者のみの権限に属する事務を除く業務」というふうにうたっていますが、この理解がちょっと分かりづらいので、この点についてどのようなことを言っているのかお尋ねします。

また、4ページの利用料の額についてですが、これまで利用料については、後ろに表が出ておりますけれども、この金額は現在の金額であるのか。また、条文の中では、利用料については指定管理者が定めるとなっている条文がありますが、具体的にこれまでとどのように変わっていくのかについてお尋ねします。

それから、8条3項について、利用料金は指定管理者の収入として収受させるとあります。そこでお尋ねしますけれども、指定管理者の運営費とは、利用料金とほかにどのようなものがあるのか。併せて、公の施設を提供した当該組合、広域事務組合には何が入ってくるのか。メリットとして、全協の中で答弁されたのが、職員を置かなくて済むので、人件費が削減できるというような答弁がありましたが、そうしたことは非常に消極的な問題ではないかと思うのです。特に今、雇用問題は非常に大事な時期に入っていますので、住民サービスの向上、福祉の増進という立場から今回の指定管理者制度を提案するという説明がありましたが、その点に触れてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君の1回目の質疑に答弁願います。

まず、近藤事務局次長兼企画財政課長。

〔事務局次長兼企画財政課長 近藤邦男君登壇〕

○事務局次長兼企画財政課長（近藤邦男君） ただいまの加茂議員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、公募と、それと非公募のことを言っているのではないかと思いますけれども、どちらが優先するのかということですが、優先というよりは、非公募の場合を想定する場合にはこちらのほうを優先したいと思っております。

それと、ちょっと順がばらばらで恐縮なのですが、あとご質問は利用料金でございますが、これはこの表に載っているように、これを限度としてと考えておりますので、また指定管理者、指定が決まりましたら、そことの打ち合わせ、話し合いの中で、うちのほうとしては、この指定料金、このままの料金で指定のほうをしていただく、そのように考えております。

それと、サービス向上というものは何かというご質問もあったかと思いますが、例えばこの間、先日、議会全員協議会のお話がありましたように、これにつきましては、今現在、訓練センターのほうは所長が兼務しております。そのほか職員を1名つけておりますので、今度はその職員も引き揚げるということになりますと、ほかの広域の各施設において職員が1名増えるという形になりますので、全体としては質の向上、そのような形、サービスの向上につながるのではないかと、そのように思っております。

それと、加茂議員さん、恐縮ですが、ちょっと、あと……

〔「議会が関わること、それからほかの施設の計画があるのかどうか、

複数のということで」と言う人あり]

○事務局次長兼企画財政課長（近藤邦男君）（続）指定について、議会に関わるということで、そのほか議会が関わる可能性があるかというご質問でございますが、議会の議決、指定のみと考えております。

それと、ほかの施設を今想定しているのかというご質問でございますが、今現在、訓練センターのみの想定をしております。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 次に、福田県西総合公園管理事務所長兼筑西地域職業訓練センター所長。

〔県西総合公園管理事務所長兼筑西地域職業訓練センター所長

福田 洋君登壇〕

○県西総合公園管理事務所長兼筑西地域職業訓練センター所長（福田 洋君） それでは、私のほうから、議案第12号、第14条の第5号ということでご質問だと思いますので、こちらのほうでございますが、センターの管理に関する業務のうち、管理者のみの権限に属する事務を除く業務ということでございます。こちら、現在、建物、土地につきまして、桜川市より公有財産の無償賃貸借契約を結んでおります。また、訓練センターの看板につきましての、地元、中泉区長と賃貸借契約を結んでおります。そういったこと、契約事務のほうがここに該当するものということで、よろしくお願いたします。

それと、使用料でございますが、使用料のほうは、先ほど近藤次長のほうからもございましたが、これは同額でございます。

また、使用料のほかに何が歳入としてということでございますので、自動販売機が歳入のほうになるかと思っております。あとは、3市の分賦金という形になると思っております。

以上です。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） 今答弁いただきましたが、11号のほうで、兼務がなくなり、1名引き上げるために人件費等でサービスの向上が見込めるということでしたが、今のハローワークで雇用の問題、非常に大勢の人が職探しをしています。それで、なかなか労働問題とか雇用問題は各自治体で議論する場所が非常に少ないわけですが、私はこの条文を読んでいて、非常に大事な場所であるなというようにこの職業訓練センターの位置づけを感じました。そこで、むしろ今はそういうところへの雇用と、それから失業対策、それで職業訓練、こういうところに、住民の人たちはむしろ安く公的なところで訓練できることを望んでいるのではないかと思うわけですが、この点についてお尋ねをします。

それから、議会が関わるのは指定管理者の決定の、指定のときのみというようにありました。それは理解しました。

それで、そのほかの問題ですが、ほかの施設があるのかと、複数のというのが、何カ所も出てくる

のです。それで、もし訓練センターだけでしたら、この複数の施設という表現はなくてもいいのではないかと、むしろ懸念されるのは、今後も指定管理者制度を導入していくところが目されているのかどうかについて不安がありますが、その点に答弁をお願いします。

それから、12号のほうで、私が聞いたかった点で抜けていました。指定管理者の運営費は、利用料金だけが入っていくということで運営ができるのか、それから公の施設を提供した当該広域事務組合では何が入ってくるのかについてお尋ね、先ほど1回目でした。その点よろしくをお願いします。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君の2回目の質疑に答弁願います。

まず、近藤事務局次長兼企画財政課長。

○事務局次長兼企画財政課長（近藤邦男君） 2回目のご答弁をいたします。

運営費のご質問だと思いますが、利用料金のほか、何が指定管理者に入ってくるのかということでございますが、当組合からは管理運営費という委託料、これを指定管理者のほうに入れるわけでございます。

それと、複数の施設云々のお尋ねでございますが、これはあくまでも将来を想定しての事務条例でございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 次に、福岡県西総合公園管理事務所長兼筑西地域職業訓練センター所長。

○県西総合公園管理事務所長兼筑西地域職業訓練センター所長（福田 洋君） それでは、私のほうは、訓練センターの講座の関係かと思っておりますので、そちらのほうをご答弁させていただきたいと思っております。

現在、訓練センターのほうは、職業訓練法人筑西職業訓練協会が、やはり訓練センターが昭和56年10月29日に供用開始されたわけでございますが、それと同時期の11月に同協会が設立されておりました、その協会のほうにおきます各種訓練講座がございます。こちらと、現在は、ハローワークから推薦または指示を受けた方が、茨城県の筑西産業技術専門学院、こちらを通して、緊急雇用対策ということで、県西、この筑西地域ですと年間に約7本から8本の職業訓練がございます。そちらのほうを、筑西職業訓練協会のほうで入札により大体年間2本ないし3本を落札してきております。その3カ月の講座のほうを実施してございます。

今年度につきましては、既に7月から10月31日までの4カ月のデュアルという講座が開講され、終了してございます。また、9月3日から2月28日までの、やはり、こちらはパソコンと簿記の講座になりますが、こちら県西のほうから受けて現在開講しているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） 3回目の質問をします。

使用料についてですが、これは同額とするというような話がありましたけれども、指定管理者が決

まったらまたそこで見直されるような、ちょっと響きがありましたけれども、ぜひ値上げのないように取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほど指定管理者の運営についてですけれども、利用料金と委託料金をこちらから払うというように言われました。この委託料というのは、大体どのぐらいの金額を想定しているのでしょうか。その点をお願いします。

あと、複数の施設という表現について、将来を想定しと言われましたけれども、ぜひ、これはそんなに簡単に指定管理者に移行しないで、直でやっていく必要があると思いますので、その点についてお願いします。

それから、先ほどの後からの答弁で、かなり講座がきちんとやられているということですが、講座が今後、現在の料金、講座を受ける人の料金ですが、これが指定管理者になっていくとどのように変わっていくのか。どうしても受講者の人たちは失業者の方が多いですから、非常に金銭面も大変だと思います。公の施設が運営する事業としてどのように変わっていくのかお尋ねします。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君の3回目の質疑に答弁願います。

まず、近藤事務局次長兼企画財政課長。

○事務局次長兼企画財政課長（近藤邦男君） 先ほどご答弁申し上げました中で、組合からの委託料的なものをお答えいたしました。その中身は何かというご質問だと思いますが、今現在想定しているのが、まず人件費的なもの、これが約220万ほど、それと建物等の管理維持費、これが約750万ぐらいを想定しております。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 次に、福田県西総合公園管理事務所長兼筑西地域職業訓練センター所長。

○県西総合公園管理事務所長兼筑西地域職業訓練センター所長（福田 洋君） 講座の料金ということでございますが、こちら、訓練協会のほうで実施しております講座につきましては、協会のほうで決めておる受講料でございますので、ここ3年ぐらいを見ていますとほとんど変わってございませんので、今後も同程度の額でいけるものと協会のほうは推測をいたします。

また、県のほうの委託で行っております職業訓練でございますが、こちらは県のほうの講座によりまして、あくまでも県の補助で行っておりますので、変わりはないと思います。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） そのほか質疑ございませんか。

13番、藤川寧子君。

[13番 藤川寧子君登壇]

○13番（藤川寧子君） 今、加茂議員の質問と答弁を聞かせていただいて、ちょっと補足質問になると思いますが、委託料の問題なのですが、委託料、決算によりますと、管理費、訓練センターの管理運営費は500万少しないのですよね。今700万とおっしゃったのですけれども、どういう部分が入って

いるかどうか。人件費220万は結構なのですが。

それと、もう1つ伺いたいのは、利用料とか……

○議長（堀江健一君） 藤川さん、これは決算のほうでお願いしたい。

○13番（藤川寧子君） （続）いやいや、今のあれ、決算ではなくて、今聞きたいのは、利用料は委託管理者のほうに入るのですよね。今までは別に収入のほうに入っていましたけれども、今度そういう収入は管理者のほうに入ると思うのですが、その辺をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（堀江健一君） 藤川寧子君の1回目の質疑に答弁願います。

近藤事務局次長兼企画財政課長。

〔事務局次長兼企画財政課長 近藤邦男君登壇〕

○事務局次長兼企画財政課長（近藤邦男君） 藤川議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど組合からの委託料ということで、私、人件費220万ぐらい、それと管理費等でしたかと思いますが、700万と言ったとしましたら、ここで訂正させていただきます。人件費が約220万で、管理運営費的なものは約500万でございます。人件費が約220万、管理運営費が約500万ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀江健一君） いいですか。

〔「利用料はどっちに入るのか」と言う人あり〕

○事務局次長兼企画財政課長（近藤邦男君） （続）利用料の件でございますが、利用料金のほうは指定管理者のほうに入ります。

○議長（堀江健一君） 藤川寧子君。

○13番（藤川寧子君） これから独自で入る、大したことはないと思ひますけれども、利用料だとかは指定管理者に入るというのは分かりました。そうしたら、ちっとも経済効果は生まれはないのかと理解するのですが、いかがですか。

それと、いろんな補助金、例えばハローワークからの事業委託だとか、そういう部分の補助金もあると思うのですが、そういうのも当然指定管理者に入るのですよね。そういう理解でいいのでしょうか。

○議長（堀江健一君） 藤川寧子君の2回目の質疑に答弁願います。

近藤事務局次長兼企画財政課長。

○事務局次長兼企画財政課長（近藤邦男君） 経済的なメリットということでございますけれども、先ほど申しましたように、指定管理者、想定でございますが、人件費が約200万の管理運営費が約500万、これを今年、24年度の今現在の職業訓練センターのこの金額、人件費が職員1名分が約700万、管理運営費が約500万、これと比較いたしまして約500万程度の減という形で、先日の議会全員協議会の席で約500万のメリットということでお答えしているかと思ひます。

以上でございます。

〔「もう一つ」と言う人あり〕

○事務局次長兼企画財政課長（近藤邦男君） （続）それと、使用料でございました。使用料ではなくて利用料でございますが、これは指定管理者のほうに入るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4案は討論を省略し、直ちに採決……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君。

〔12番 加茂幸恵君登壇〕

○12番（加茂幸恵君） 私は、議案第11号、12号について反対の討論をさせていただきます。

今のやりとりを、質疑をする中で明らかになってきているのが、藤川議員も質問の中で言われましたけれども、人件費、それから管理維持費、合わせると720万が指定管理者に入っていく、そして利用料金が入っていくわけですが、今後、料金については相当、同額をお願いしたいということをしていましたけれども、指定管理者が利用料金を決めることができるというように条例の中ではなっていますので、そうしたことから考えると、そんなにメリットとしてのあれはないのではないかと。むしろ直接の中で、むしろ、今は雇用不安が非常に広がっている中で、自治体に関係する広域事務組合としてもっと充実を図っていくのが求められているのではないかと思うのです。

私は、12号の6ページ、参考資料として出ています設置の目的です。「筑西地域における技能労働者等の職業訓練態勢を整備し、確保するとともに、地域経済社会の発展に寄与するため、地域職業訓練センターを設置する。」というように条例で定められています。これは、今の経済状況あるいはこの地域が落ち込んでいる中で失業が深刻な問題になっているときですから、むしろもっと充実をさせるということに努力を重ねるべきではないかというように思います。

そういう意味から、十分まとまりませんが、私は、職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、また11号のほうの筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、この2つについて反対の討論とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（堀江健一君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第7、議案第15号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 議案第15号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

平成24年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,132万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年11月1日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範夫

でございます。

4ページをお開き下さい。第2表、地方債補正。1、変更でございます。今回の変更理由でございますが、消防施設整備事業で、7月の組合臨時議会において財産の取得について議決をいただきました災害対応特殊水槽付ポンプ自動車について国庫補助金の交付を受けられることになったこと、また高規格救急自動車の購入額が決まったことによる地方債の変更をするものでございます。補正前限度額1億170万円から1,350万円を減額し、補正後限度額8,820万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法については変更はございません。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1、歳入でございます。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金1,055万1,000円の増額でございます。これは、災害対応特殊水槽付ポンプ自動車国庫補助金の交付が確定したことにより増額をするものでございます。

続きまして、款6項1目1繰越金619万4,000円の増額でございます。これは、東京電力電気料金の値上げに伴う筑西游湯館、11節需用費の増額を充当するため、前年度繰越金を619万4,000円増額して1億5,973万8,000円とするものでございます。詳細は、歳出のところでも再度ご説明いたします。

続きまして、款8組合債、項1組合債、目3消防債1,350万円の減額でございますが、これは災害対応特殊水槽付ポンプ自動車の国庫補助金の決定及び同車両、高規格救急自動車の購入価格が決定したことに伴い、1,350万円を減額して8,820万とするものでございます。

7ページ、8ページをお開き下さい。2、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目3筑西游湯館費619万4,000円の増額でございます。これは、先ほど歳入のところでも説明いたしました、東京電力電気料金値上げに伴う11節需用費662万8,000円の増額、13節委託料の契約差金26万円の減額、15節工事請負費の契約差金17万4,000円を減額し、併せて目3の筑西游湯館費を619万4,000円増額するものです。

続きまして、款5消防費、項1消防費、目2消防施設費560万4,000円の減額でございます。これは、災害対応特殊水槽付ポンプ自動車の当初予算を7,900万円見込んでおりましたが、入札で購入額が7,439万5,000円と確定したことにより460万4,000円の減額、また高規格救急自動車の購入額が確定したことにより、高規格救急自動車の当初予算を3,400万円見込んでおりましたが、購入額が3,300万円と確定したことにより100万円を減額、併せて18節備品購入費を560万4,000円の減額をするものでございます。

続きまして、款8予備費、項1予備費、目1予備費265万5,000円の増額でございます。これは、災害対応特殊水槽付ポンプ自動車に国庫補助金がついたことや消防2車両の購入額決定に伴う組合債の

減額、備品購入費の減額により一般財源が265万5,000円減額されることから、その金額を予備費に繰り入れるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第15号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時59分

○議長（堀江健一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第8、認定第1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 認定第1号についてご説明申し上げます。

認定第1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度下記各会計決算を、監査委員の審査意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

記

1 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算

2 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算
平成24年11月1日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範夫

でございます。

説明につきましては、お手元でございます平成23年度決算主要施策説明書によりご説明申し上げますので、ご覧願いたいと思います。

3 ページをお開き願います。第1表、平成23年度各会計決算報告でございます。上段の表をご覧ください。一般会計の歳入額63億3,650万7,549円、歳出額61億3,034万1,061円となり、差引額2億616万6,488円でございます。特別会計では、筑西ふるさと市町村圏特別会計、歳入額1,115万6,699円、歳出額751万9,375円となり、差引額363万7,324円でございます。一般会計と特別会計の歳入額63億4,766万4,248円、歳出額は61億3,786万436円、差引額2億980万3,812円でございます。

次に、5 ページ、6 ページを比較してご覧願います。1、一般会計歳入決算状況でございます。1、分賦金として、決算額52億3,648万5,000円でございます。構成比が、消防費が約48%、ごみ処理施設費が約38%、筑西遊湯館費が約3.6%でございます。前年度対比では、4,064万円、約0.8%の増となっております。

2、使用料及び手数料として、決算額4億2,833万6,648円でございます。施設ごとの歳入内訳及び比率は、環境センターの事業系ごみ処分手数料が2億5,838万円、約60%、筑西遊湯館使用料が8,585万1,750円で約20%、きぬ聖苑斎場使用料が2,163万2,500円で約5%などとなっております。

3、国庫支出金は、決算額1,478万6,000円でございます。東日本大震災に伴う施設の災害復旧費補助金251万9,000円と結城消防署の災害対応高規格救急車の購入に係る1,226万7,000円の国庫補助金でございます。

県支出金は、3,331万9,000円でございます。県西総合公園の運営に係る県からの委託金でございます。

5、財産収入、決算額188万670円は、当組合所有地の貸付収入34万2,720円とあまびき老人福祉センターの解体に伴う物品、これはマイクロバス2台分、139万4,950円及び雨引楽法寺へのレストラン建屋の売り払い等14万3,000円の収入でございます。

6、繰越金4億856万3,663円は、前年度繰越金でございます。

7、諸収入1億6,333万6,568円は、主なものとして、環境センターの鉄屑等売却代金5,275万4,679円、広域消防の北関東自動車道支弁金4,442万8,500円、ごみ処理施設売電料1,652万9,000円余、消防学校派遣負担金888万9,000円余、環境センター事業系透明ごみ袋売却代780万5,000円余などでありませう。

8、組合債4,930万円は、災害対応高規格救急車の購入に係る消防施設整備事業債でございます。

平成23年度の歳入合計といたしまして、予算現額62億2,346万8,000円に対し、決算額は63億3,650

万7,549円であり、1億1,303万9,549円の増、収入率101.8%となりました。

続きまして、7ページをお開き願います。2、歳出決算状況でございます。中ほどの目的別歳出決算額の表の歳出合計は、予算現額62億2,346万8,000円、決算額61億3,034万1,061円、不用額9,312万6,939円で、執行率98.5%となっております。科目毎の構成比は、消防費が約40.9%、衛生費が約30.2%、公債費が約21.5%の順でございます。

8ページをお開き下さい。中ほどにあります3の主要施策の事業内容及びその効果から、要点を絞ってご説明いたします。(1)、議会費は、決算額136万3,140円でございます。円滑かつ公平な議会運営に努め、定例会2回、臨時会1回及び議会運営委員会3回、それぞれ開催いたしました。

(2)、総務費でございます。一般管理費1億6,020万4,753円は、職員17名分の職員給与関係経費及び事務費でございます。関係市との連携強化を図り、円滑な事務事業を推進してまいりました。

次に、その下、筑西遊湯館費でございます。決算額の1億2,808万7,225円は、給与関係経費に858万3,000円余、そのほか、施設の維持管理に要する経費として、施設管理運営委託、清掃業務委託、設備の保守管理委託など7,805万円余、電気料、水道料、施設消耗品などに3,406万8,000円余が主なものでございます。筑西遊湯館は、健康増進施設として、サービスの向上に努め、利用者増を目指してPR活動を積極的に行ってまいりました。平成23年度の施設利用者は、9ページの表にありますとおり21万835人、1日平均623.8人にご利用いただき、前年度と比較すると7,417人、3.6%増加しております。

次に、9ページ一番下になりますが、財産管理費でございます。決算額6,884万9,402円は、あまびき老人福祉施設等の閉館に伴う施設の解体事業で、臨時職員の人件費並びに解体事業経費でございます。

10ページをお開き願います。次に、監査委員費6万1,373円でございます。平成22年度決算審査及び平成23年度定期監査及び例月の出納検査5回を実施いたしました。

(3)、土木費、県西総合公園費でございます。決算額7,836万6,354円は、職員の4名の給与関係経費に3,667万2,000円余、植栽、除草管理、施設運営管理、清掃、衛生委託などに施設管理委託料として2,841万8,000円余、光熱水費、施設修繕料などの需用費に1,189万6,000円余でございます。平成23年度の有料施設利用者は5万2,716人となり、東日本大震災の影響による地震への警戒心や余暇活動の自粛ムードや、4月から9月初旬までに夜間ナイター利用の中止、一部時間中止などを受け、対前年度比約11.9%の大幅減となりました。来園者の総合計は、推計値ですが、約20万7,245人となり、約6.8%の減少と推測しております。前年度との比較については、記載のとおりでございます。

また、施設ごとの利用割合は、テニスコートが利用者の約55%を占め、最も多く利用されております。次に、会議室が約11%、多目的広場、ターゲットバードゴルフ場がそれぞれ9%となっております。主な施設の利用状況を平成22年度と比較いたしますと、テニスコート、体育施設、バーベキュー施設、多目的広場、会議室、ターゲットバードゴルフ場の主要施設が全て減少しております。

11ページをご覧ください。衛生費でございます。小児救急医療事業、ゼロ円でございます。この事業は、平成16年8月1日からつくば市との連携により、夜間、休日に入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療確保事業でございます。拠点病院は、筑波メディカルセンター病院でございます。平成22年度より常時24時間体制に整えたため、国庫補助事業の小児救急医療拠点病院運営事業の対象になり、全額国が負担することになりました。利用状況については、中段の表をご覧ください。

次に、その下、病院群輪番制事業でございます。決算額は2,704万2,390円でございます。この事業は、昭和59年9月1日より筑西地域病院群輪番制として開始し、その後、当組合が引き継ぎ、休日及び夜間における重症救急患者の医療確保事業であります。輪番を担当する病院は、県西総合病院、協和中央病院、筑西市民病院、結城病院、城西病院の5病院でございます。

輪番の体制は、当広域圏を東地区と西地区に分けて、東地区は旧明野町、旧協和町、桜川市として、担当病院を県西総合病院、協和中央病院となっております。西地区は、結城市、旧下館市、旧関城町とし、筑西市民病院、結城病院、城西病院となっております。当番病院の日々の割り振りは、両地区毎に曜日で担当病院を定めており、5病院の当番総日数は846日となっております。1病院当たり1日の経費として3万1,965円を助成しております。利用状況については、下段の表をご覧ください。

なお、平成23年度の輪番体制で、3月11日の東日本大震災による筑西市民病院が被災し、輪番を担当することができなくなりました。7月からになりましたが、復旧までの間、西地区の結城市の2病院に肩がわりをしていただきましたが、11月からは輪番を再開いたしました。

12ページをお開き願います。清掃費でございます。清掃総務費、決算額1億1,286万6,854円は、職員13名の給与関係経費が主なものでございます。

次に、し尿処理施設費1億1,477万8,905円は、施設の維持管理に要する経費であります。その主な内容は、工業薬品、光熱水費など需用費で5,954万6,000円余、脱臭用活性炭交換、水処理用活性炭再生業務委託などの委託料で1,951万9,000円余、一軸ポンプ改修、遠心分離機改修などの工事請負費として2,686万6,000円余でございます。し尿の受け入れ状況については、表をご覧ください。

次に、下段にありますごみ処理施設費決算額15億328万9,059円は、ごみ焼却施設及び灰溶融炉施設並びにリサイクルプラザ施設の維持管理に要する経費であります。その主な内容は、キレート剤、消石灰、活性炭などの工業薬品や事業系透明ごみ袋及び電気料などの需用費で1億7,789万6,000円余、ボイラー点検整備やごみクレーン点検整備などの設備保守管理委託に1億4,658万7,000円余、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ施設運転管理業務委託に3億4,064万1,000円余でございます。また、焼却灰処分及び溶融スラグ処分並びに埋め立て廃棄物処分の業務委託に4億347万7,000円余、灰溶融炉設備改修及びボイラー過熱器更新などの工事請負費として4億486万4,000円余などでございます。

環境センターのごみ処理施設、灰溶融炉から生産される溶融スラグにつきましては、平成23年度は年間生産量約3,186トンのうち、合材会社の引き取りが約1,291トンであり、約41%となっております。平成23年度は、東日本大震災の影響もあり、合材会社の有効利用が例年より約30%と大きく落ち込み

ましたが、ここ数年の有効利用量は下降傾向にあります。

また、環境センター敷地内の埋め立て廃棄物につきましては、平成19年度から撤去、処分を始め、事業として5年が経過し、延べ約1万1,900立米を撤去、処分し、このうち平成23年度は3,993立米を撤去、処分いたしました。進捗率は約33%でございます。ごみの受け入れ状況につきましては、13ページの表をご覧くださいと思います。

14ページをお開き願います。③、火葬場費、きぬ聖苑費9,130万6,414円は、職員の2名分の給与関係経費に2,063万4,000円余、灯油代、電気料などの需用費に2,519万円余、火葬場運営及び清掃並びに設備保守管理委託料に3,718万9,000円余でございます。きぬ聖苑の運営にあたりましては、会葬者の立場に立って窓口サービスの向上に努めており、火葬場の利用は2,562件、対前年度比2.9%の増、斎場の利用は1,171件、前年度比6.2%減でありました。火葬場及び斎場の利用状況は、表をご覧くださいと思います。

15ページをご覧ください。(5)、消防費でございます。消防総務費24億3,863万7,874円は、職員273人分の給与関係経費22億8,373万8,000円余と消防本部及び3消防署5分署2出張所の計11施設の維持管理費及び消防ポンプ自動車15台、救助工作車等の特殊車両7台、救急自動車11台、指令車等20台、計53車両の燃料費及び修繕料の需用費や委託料などの消防運営事務費として1億5,489万9,000円余でございます。

次に、消防施設費6,622万8,000円は、結城南出張所に高規格救急車3,348万6,000円余と筑西消防署に消防ポンプ自動車3,274万1,000円余を更新配置いたしました。また、資機材の整備を図り、隊員の高度な知識と技術の習得に努め、救急業務につきましては、救急の高度化に対応するため、救急救命士の養成を図っており、平成23年度、2名の資格取得を含め、3月末現在で34名の救急救命士を各署に配置しております。救急業務の活動については、救急車の出場件数7,458件、対前年度比0.6%の増、搬送人員6,878人、0.1%の微増となっております。また、平成23年度の当広域圏内のドクターヘリの要請事案は37件あり、今後さらなる有効活用の必要性が高まってきております。なお、15ページから18ページまで、消防力の状況、火災状況、救急車出場件数などを掲載しておりますので、ご覧くださいと思います。

19ページをご覧ください。(6)、労働費、筑西職業訓練センター費2,072万8,237円は、職員2名の職員給与関係経費1,566万8,000円余、施設電気料、パソコン講座業務及び清掃委託などの管理運営費が505万9,000円余でございます。センターの利用状況は、下段の表をご覧くださいと思います。

20ページをお開き願います。公債費の状況でございます。組合債年度末残高状況表の合計欄、前年度末現在高81億9,797万2,688円、本年度借入額4,930万円、これは先ほど消防費で説明した筑西消防署の消防ポンプ自動車と結城消防署南出張所の高規格救急自動車分でございます。また、平成23年度中の償還額は12億883万8,787円であり、内訳は、筑西遊湯館分とあまびき福祉センターのアスベスト除去工事の残額の繰り上げ返済分、環境センターごみ処理施設建設費、火葬場建設費、消防債の償還に

見立てたものでございます。本年度末現在高は70億3,843万3,901円でございます。その内訳は、総務債で13億8,413万円、環境センター分が42億7,673万979円、きぬ聖苑分が2,934万1,477円、広域消防分が13億7,757万2,922円でございます。

次に、21ページからは特別会計になります。筑西ふるさと市町村圏特別会計でございます。上段の表中になりますが、歳入総額1,115万6,699円、歳出総額751万9,375円、実質収支額363万7,324円でございます。筑西ふるさと市町村圏基金2億円を引き続き国債により運用し、その果実を活用して、広報紙の発行やイベント事業、組合ホームページの更新、企画作成を行い、圏域のPRと魅力アップに努めてまいりました。

1、歳入決算状況でございます。下段の表中、決算額1,115万6,699円、予算額との比較198万1,699円の増で、収入率121.6%でございます。次ページに科目毎に説明が記載してございますので、ご覧願いたいと思います。

22ページをお開き願います。2、歳出決算状況でございます。表中の歳出決算額は751万9,375円、予算現額917万5,000円に対し、不用額165万5,000円余、執行率82.0%でございました。

以上が平成23年度筑西広域市町村圏事務組合の決算状況でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、稲葉里子監査委員より報告を願います。

稲葉里子君。

〔監査委員 稲葉里子君登壇〕

○監査委員（稲葉里子君） ただいま議長より指名がありましたので、平成23年度の決算審査につきまして意見を述べたいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付された平成23年度の歳入歳出決算、その他政令で定める書類について審査いたしましたので、その結果について、前任の小高監査委員とともに意見を提出するものであります。

審査の対象は、平成23年度の筑西広域市町村圏事務組合一般会計、筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の2会計であり、総収入済額が63億4,766万4,248円に対し、総支出済額が61億3,786万436円で、実質収支は2億98万3,812円であります。

審査は、平成24年8月7日と8月10日の2日間であり、筑西広域市町村圏事務組合消防本部会議室において実施いたしました。

審査方法は、審査に付された決算及び証拠書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、会計管理者所管の歳入簿、歳出簿、その他関係帳簿類と照合し、さらに関係職員からの説明を求めながら、決算計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎

重に審査を実施いたしました。審査に付された決算及び附属資料の計数は正確であり、予算執行状況並びに内容についても適正かつ妥当なものと認めたとところであります。

なお、決算の概要については別冊の23年度決算主要施策説明書のとおりであります。審査の過程で感じた点について意見を述べたいと思います。まず、一般会計の歳出については、経費節減を主眼に予算執行に努めた旨報告されましたので、不用額の確保努力は評価するものであります。しかし、不景気が続く中、構成3市の財政状況を取り巻く環境は厳しいことから、公金の支出ということを再確認し、経費の節減に努め、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、今後も工夫と改善を望むものであります。

次に、各施設に対する意見について、初めに筑西遊湯館は、施設内運動器具の愛好者がいることや運動プログラムの充実により順調な集客が図られていることは評価できます。引き続き、利用者にとって魅力ある施設となるよう工夫を願います。また、施設の修繕については、今後多くなることが予想されることから、計画的に進めていただきたいと思います。

県西総合公園については、園内の遊具類を来園者が安心して安全に利用できるよう、適切な保守点検による対応をしていただきたいと思います。また、植栽管理をはじめ環境整備については、引き続き十分な配慮をお願いいたします。

環境センターにおいては、埋め立て廃棄物撤去業務について、処分費用の軽減を念頭に置き、計画的に進めて下さい。また、熔融スラグの有効利用については、さらに各市町村に働きかけていただきたいと思います。なお、ごみの減量化対策については、構成3市と連携しながら協議をお願いいたします。

きぬ聖苑については、施設の修繕や植栽管理などを計画的に行い、来園者が気持ちよく利用できるよう、公共の施設づくりを目指していただきたいと思います。

消防本部においては、救急救命士の養成については、常に職員のスキルアップを心がけ、計画的に進めて下さい。また、救急車両要請における適切な救急車利用が図られるように広報活動の充実及び強化を検討して下さい。

筑西地域職業訓練センターについては、時代に沿った運営管理形態への転換を前向きに検討願います。

次に、筑西ふるさと市町村圏特別会計については、基金の適切な管理を心がけ、慎重かつ有効な運営に努めて下さい。

以上、概略ではありますが、監査委員の意見といたします。なお、詳細につきましては監査意見書をご参照いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江健一君） 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願います。

2番、仁平 実君。

〔2番 仁平 実君登壇〕

○2番（仁平 実君） 2番、桜川市選出の仁平です。私は、平成23年度筑西広域市町村圏事務組合歳入歳出決算について質問したいと思います。

歳出の部の決算書19ページの5、財産管理費の中のあまびき解体事業について質問したいと思います。このあまびきは平成22年に閉館しましたが、その当時、解体工事が計画され、桜川市内をはじめ県内の業者に見積もりを依頼したところ、4,000万円ぐらいから1億円という費用が、3社の見積もりが提示されました。その後、工事発注がされないままなっていました。昨年、別の設計業者には約40万円で見積もりを依頼し、6,871万2,655円という設計価格が出てきました。そして、昨年6月7日に入札が行われ、予定価格6,527万7,000円の入札を行い、株式会社大洋が6,400万円で落札し、発注しました。私は、この工事の発注の経過について納得できない点がありますので、執行部にお答えいただきたいと思います。

まず第1点として、この入札の参加業者の条件として900点以上ということがありました。解体業者でこのような高い点数を持っているのは、県内でも4社だそうです。どうしてこんなことをしたのか、この工事がそのように高い点数が必要な特殊な工事だったのか、結城市、筑西市、桜川市などの地元業者では受注できないような工事だったのかお答え下さい。

次に、この入札に参加した3社のうち2社は、下館の入札規定、平成22年2月の指名願提出期限内に登録されていましたが、落札した業者はそれまで登録はされておらず、今回の工事が始まってから、管理者の権限で23年1月31日に追加で指名願を受け付けています。これは、この工事を受注するため、駆け込みだと見られても仕方ないと思うのですが、いかがでしょうか、お答え下さい。

そして、落札率ですが、予定価格6,527万7,000円のところ、6,400万円の落札で98%という、ほぼ、県でも国でも、土木業界では考えられない競争入札です。今どきこのような入札というのはあり得ません。どういうことでしょうか、お答え下さい。

○議長（堀江健一君） 仁平 実君の1回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

〔事務局長 古谷好男君登壇〕

○事務局長（古谷好男君） 仁平議員の1回目の質疑にご答弁いたします。

まず、発注の経過ということで質問がございましたが、なぜこれが900点以上ということなのかという質問にお答えしたいと思います。この点数の制限については、今回の発注では、建築一式工事の点数ととび・土工・コンクリート工事で別に点数を設けております。これは、筑西広域圏に主たる事務所または事業所を有する者にあつては、建築一式工事、850点以上ということでございます。また、県内の業者にあつては、とび・土工・コンクリート工事が900点以上という設定でございます。

この業種点数決定の理由といたしまして、これはちょっとさかのぼらないと話できませんけれど

も、福祉センターの解体については、平成17年10月に老人福祉施設等維持管理検討委員会という、3市の常任幹事及び事務局長、次長、福祉センター支配人の6名の委員会を設置いたしました。実に15回もの委員会を開催し、存続か解体かの協議をしてまいりました。その間、約45年間、無償で土地を貸していただいた雨引楽法寺との協議を交え、途中、解体の条件が合わず、白紙の状態になった時期もありましたが、平成22年度に土地の借り受けていた筑西広域市町村圏事務組合と貸付人、雨引山楽法寺、立会人、桜川市の間で借用財産返却等に関する覚書を交わすことができました。この覚書には、既存の建屋、既存の地下配管及び設備等を残すこと、筑西広域事務組合と構成3市は雨引山周辺の観光振興に協力することなどが盛り込まれております。

この解体工事に際しましても、観光地としての客の安全性の確保、まずそれを第一にという雨引山のほうのご指示がありました。それと、先ほど申しましたように、地下の配管等、まだ既存のものをもう一回使うというようなことでもございました。PCB設備の移送や工事期間の短期間での工事ということも雨引山のほうからご注文がついたものでございます。

これらの条件を満たすため、筑西広域では平成23年5月に開催された筑西広域事務組合の指名選定委員会において一般競争入札の条件を協議いたしました。その結果が、先ほど申しましたように、広域圏内の業者、建築一式工事850点以上、これは金額が高額になりますので、当然Aランクを採用しつつ、やや低目の点数設定にすることにより広域圏内の業者の育成について配慮するという考えでございます。もう一つ目の茨城県内業者、とび・土工・コンクリート工事一式900点以上ということでもございますが、県内の業者でもある建築一式工事を有しない業者が参加できるようにこの職種を設定されたものでございます。しかし、安易に点数を下げることににより弊害を避けるために、建築一式工事と均衡を図り、900点に設定した理由でございます。基本的に、筑西市に倣い、建築工事を採用するが、広域事業という地域性も加味しながら、国交省などの多数の自治体における解体工事においてはとび・土工・コンクリートを工事の種別としている現状を考慮して決定したものでございます。

地元業者というような、これは当初の設計に対してのご質問だと思いますけれども、こちらにつきましては、あまびきが既存の状態であるときに、予算措置をするための解体の費用を算出するというところで概算費用の請求をしたわけでもございます。これが地元の業者であったわけなのですけれども、これに関しましては、地元の業者さんに設計を参考見積もりとして頼んだということでもございますけれども、この中で、やまとさん、3社ほど見積もりをほかにも地元以外にもらった経緯がございます。当時、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、4,000万から1億までの解体費用ということで算出がありましたけれども、当時、筑西市内においても消防署の解体工事等がありまして、その金額と合わせるような形、大体概算ですけれども、地元業者側の金額は解体費用が1億円でもございました。これでは予算が通らないというのではないのですけれども、ちょっと高過ぎると、工事費自体が高過ぎるという経緯がございました。それは、先ほど申しましたように、筑西市内であった解体事業と比較すると余りにも高いような設計でもございましたので、改めまして違った2社に設計を依頼したところ

が7,300万と4,200万であったと。下館市の平米当たりになると、うちに当てはめると大体7,000万ぐらいの工事費が必要ではないかということで予算を立案したわけですが、あと、それで、工事が始まる段階、3月になって設計を改めましてとりましたけれども、当時、大和の業者の方では設計費自体が280万だと記憶しておりますけれども、これは当時の設計費用としても高過ぎるということがありましたので、改めて違う業者から設計費を依頼していただいた、それで筑西市内の設計業者に41万4,000円という形で、消費税込みでございますけれども、それを改めて設計を依頼したという過程で発注したわけでございます。

参加資格ということでございますけれども、この参加資格につきましては、筑西広域は筑西市の建設工事等請負業者資格審査要綱ということに倣いまして、それと同じような設定でございます。それには、先ほど22、23年度の参加資格ということで、募集をかけるのが大体2月ごろになります。2月ごろになりますが、どうしても2年間という長きにわたりますので、その都度、各施設、当組合におきましては、ごみ処理、し尿処理、火葬場あるいは消防関係といった施設を管理運営していく上で特殊な技術、技能を有する職種による工事や、また業務の委託が多いことから、それぞれの施設から要望によりまして、筑西市に倣いまして追加の受け付けをしている状況もでございます。22年度、23年度につきましては、約29件ほどの追加受け付けをしておる事態でございます。これは、規則にもありますように認められたものでありまして、追加はある程度仕方がないものがあるのではないかと、そういった意味で入札ができるというような形にしております。

落札率の質問がございましたが、当時の設計金額、これは設計業者からいただいた数字でございますが、設計金額として6,871万2,655円という設計金額で工事をいたしました。これは、一般競争入札ですので、建築工事に関しまして3通りの予定価格を設けました。予定価格として、3通りの中から抽せんで1通を選んでもらうやり方になって、予定価格は公表はしておりません。その抽せんで選んだ予定価格が6,577万円ということでございます。この時点で、設計金額から金額を下げております。そして、金額でございますが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように6,400万円、これは税抜きでございますけれども、これで株式会社大洋が落札したと。

一般競争入札ですので、スケジュール等、公示という形もっております。この工事に係る一般競争入札のフローとして、起案が5月13日、それで決裁を5月16日にいただいてから、公示期間といたしまして、5月17日から26日の間で2週間の公示期間を設けたわけでございます。その間、設計図書に関する質疑、回答あるいは設計図書の閲覧関係、閲覧で業者が参っております、最終的に申請をした業者が3業者だということでございます。それで、6月7日に入札をいたしまして、その後契約いたしましたものでございます。先ほど雨引山からの工事の短縮とか観光の利用者に迷惑をかけないということで、本当に短い期間で、7月21日から10月の下旬までに工事が終了しておるわけでございます。

以上で議員さんのご質疑に答えたいと思います。

〔「よく分かりました」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 仁平 実君。

○2番（仁平 実君） いや、今事務局から説明を聞いていたら、私、あきれました。特殊工事だと、今年やる工事は分かっている、指名を受けて、それで入札を掛けてもらえる。特殊工事なのか、解体工事とは。非常に今私も残念に、これは4,000万から8,000万ぐらいで見積もりも出ていたものは、大洋さんというのはそんな業者ではないです、私、調べた結果は。何もやらない、事務所だけの管理会社です。ペーパー会社です。解体業者でもペーパー会社で、非常に、ダンピングして仕事をとっている業者で。だから、自分では何もやらないから、これを98%、満額と、これは何か本当にあるのかと、私、いろいろ調べました。これはあくまでも、1月31日に追加指名で入れた業者が100%近くで落札ということは、非常に、これは桜川市の管理者という話も、うわさも聞いています。それに、これを入れたのは、桜川市の指名をやっている鈴縫工業、この4社というのは、株木建設、常総開発という、この3社が900点以上、それに大洋さんが、これは本当に、神栖に本社はある会社。非常に私、広域の事務員ではなかったけれども、これは22年度から、なぜこの不景気に筑西広域の業者で、壊す仕事なのに、そんな特殊な工事ではない、私、それは信じています。筑西にも結城にも桜川にも、もつとすばらしい解体を、大洋さんは本当に仕事はやりません。偉い人が5人ぐらいで、本当のペーパー会社、非常に言えば丸投げ業者ということが業界では、100%通っております。この広域組合という、市民の目が届きにくいところでこのような不透明な工事発注が行われているのでしょうか。

この工事発注について、あまびきの地元の市長である管理者が関与してこのような発注が行われたのではないかと聞いています。桜川市議会では、この管理者の不公平な入札、官製談合の疑惑について議会でも追及してきていますが、この広域組合でも同じようなことをやっていたのかと考えざるを得ません。もう一度伺いますが、このような不自然な工事の発注経過について、執行部は全く問題ない、公平公正に行われているのでしょうか、答えて下さい。

○議長（堀江健一君） 仁平 実君の2回目の質疑に答弁願います。

古谷事務局長。

○事務局長（古谷好男君） 仁平議員の2回目の質疑に答弁したいと思います。

先ほど落札率ですか、それが98%とか言っておりますけれども、先ほどの設計金額を申し上げましたけれども、設計金額から予定価格を算出するのに5%金額を下げしております。また、先ほど申しましたように、3通りの予定価格は業者も誰も分かりません。その中での抽せんを、業者に選んでもらって抽せんした結果が5%の金額の下げであったと。なおかつ、6,400万で落札した業者においては、設計額から見ると約6.9%減額になっておるわけでございます。この設計に関しますのは、先ほど下館消防署の件で、平米当たりの処理金額ということで約2,700円ほどになっていると思います。広域圏で発注したのに関しては3,000円ぐらい、当時のものとしては妥当な金額ではないかと事務局サイドでは思っておる次第でございます。これも設計に依存した金額になりますけれども、そういうことに感じておる次第でございます。

透明性、技術性等を加味して、こちらの広域といたしましては、まず観光を目的としている雨引山の住職とのこれは約束事でありますので、そういった面には一番に気をつけなくてはならない。そしてまた、落札金額におきまして、6,400万の、税抜きでございますけれども、そういった形になりますと、これは広域圏内でやれる仕事というのはなかなか下のランクの人ではできないのです。やっぱり、3,000万以上とか1,500万以上とかという規定がありますので、それができないようにしているということではなくて、広域圏内の業者さんにも参加がいただけるようなランクの設定はしたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 仁平 実君。

○2番（仁平 実君） 誰も値段は言っておりません。でも、さっき、設計から5%と言うけれども、設計は何の業界でもあれでも発表にはなっていません。それは役所で言うことです。あそこに、新聞に載っているのでは、誰もそういうあれはないです、満額という。その設計は、発表しなければ分からないです。発表した、それでも大洋さんがそんなに優秀な、駆け込みした人が入札して、何もやらない業者なのです。それで、今、雨引山の住職が、筑西市にも、大洋さんができない、できる業者はいっぱいいますよ、桜川市にだっていますよ、1億、何億の仕事をやっている人。大洋さんは仕事していません。そういう駆け込みで入札をやって、特殊な工事だから認めたと、筑西市役所で。これは、この工事が妥当かとか、そういうのではなくて、いかにこの不景気時で、筑西市、広域という分からないあれを使ってまでこういう不当な工事の発注をしてはよくないのではないかと。もっと公正公平に、本当に、執行部が言うのではなく、桜川市の業者も筑西の業者も結城の業者も、もう生きるか死ぬかかるときにこういう満額で競争させて、あれだったら、きちっと、金がない、非常に景気が悪いのに、役所に残したらいいではないですか。何を満額で全部、100%で発注して。

こういう、局長、本当に、これは私、前から思っていたのですけれども、こういうやり方は、筑西広域という抜け道で、誰も余り関心がない。私、今度は広域の議員にしてもらったから、みんな反感を持って、とんでもないのが今度は議員に来たという。私は元、やっぱりこれは見れば分かるのです。元、やっぱりいろいろそういう関係もやっていたから。そんな、局長、でたらめを言っては困ります。壊すのですよ、壊すの。特殊工事で、今のPC工法だか、もうやる人がいない。解体する人はそこの誰でも壊せます、安全管理はちゃんとした人がやるのですから。こういうでたらめをやっていたのでは、今後の筑西広域が発展しません。もう少しきちっとやって下さい。

これで3回目の質問を終わります。

○議長（堀江健一君） これは要望ですか、質疑ですか。今の質問というのは要望のように聞いているのですけれども、要望でいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（堀江健一君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀江健一君） 以上で、今定例会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成24年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変長時間、ご苦勞さまでございました。

閉 会 （午後 2時08分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年11月1日

議 長 堀 江 健 一 ⑩

署 名 議 員 稲 葉 里 子 ⑩

署 名 議 員 加 茂 幸 恵 ⑩